

答申

昨今、少子化と人口減少が進行し、子育ての孤立化と子育て不安、虐待問題などが深刻化することで、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑・多様化しており、社会全体でこども・若者を育む環境づくりや地域で安全にかつ安心してこどもを産み育てることができる環境づくりが従来よりも顕著に求められているところです。

また、子どもの権利条約が批准してから30年以上経過しておりますが、2019年2月には、国連のこども権利委員会から、差別の禁止や、子どもの意見の尊重、体罰など、改善すべき事項も指摘されております。

このような中、令和5年4月よりこどもを取り巻く厳しい環境等を背景に「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、「こども家庭庁」が創設され、「こども基本法」が施行されており、国を挙げて、こどもに係る環境を変えていこうという動きが起こっていると認識しております。

さて、令和2年度を始期とする「第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画」は、令和6年度までの5年間で終了することとなり、令和7年度からの新たな計画として、「こども基本法」に則った「市町村こども計画」の策定を行う必要がございますが、計画の策定にあたっては、適切な環境づくりや支援等を行うために、既存の計画に加えて、新たな施策を加えていく必要があると考えます。

当審議会では、「こども基本法」や少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援大綱、こどもの貧困対策大綱を一体化した「こども大綱」などに沿って、こどもやこどもの保護者等の意見を参考にしつつ、越谷市のこども・若者をめぐる現状と課題を分析し、基本理念を「みんなでこども・若者の^{いま}現在と未来を^{サポート}応援し、輝くまちを作る～わたしらしく遊べる・学べる・働ける・育めるまちこしがや～」とした、「第1期越谷市こども計画」の案を取りまとめましたので、ここに答申します。

本計画の具現化にあたっては、こどもや若者の最善の利益を第一に考えることを念頭に、審議会において出された意見、提案等を十分に尊重していただく

とともに、特に、下記の事項について配慮されるよう付言します。

記

- ・こども基本法は、こども政策の策定や実施等において、こどもの意見を聴くことが規定されております。本審議会でも、こどもへの意見聴取について指摘があったことを踏まえ、本計画に基づき事業を実施する際には、必要に応じて、こどもの意見を聴取することが大切ですが、対象となるこどもへの配慮もあわせて検討を望みます。
- ・基本理念では、大人も含めて社会全体でこども・若者を支えることが重要という考えを反映しました。事業の実施にあたっては、行政や地域で暮らす人々など地域福祉に関わる全てのものが、相互に協力して、推進していくことを望みます。
- ・児童虐待については、国でも様々な対策を講じていますが、相談対応件数は増加している状況です。本計画では、早期発見・早期対応が明記されておりますが、その後の対応も重要であるため、支援策について、さらに検討していただくことを望みます。
- ・人口減少、少子高齢化が進む一方、女性の社会参加進出など、ライフスタイルの変化などにより、保育の需要は、引き続き高い状況となっております。今後、親の就労要件を問わず、保育所等に通うことができるこども誰でも通園制度が導入されるなど、保育体制の量的・質的の確保が重要なため、保育人材に係る施策について、注力することを望みます。
- ・近年、ケアラーやヤングケアラーへの社会的な関心が高まっている中、令和6年6月にヤングケアラーへの支援が法律上明記され、対象年齢は「おおむね30歳未満の者」が中心となりました。支援にあたっては、福祉部門のほか、教育分野等との多機関による連携を前提に、実施して

いただくことを望みます。

- ・未就学児の待機児童は、「こしがや「プラス保育」幼稚園事業」の推進などにより、解消しつつありますが、小学生の待機児童数は、未だ減少には至っておりません。本計画期間内において、これまで以上に、学童保育室を整備するなど、待機児童の解消に向けた取組に注力することを望みます。